

令和4年度
三重県社会福祉法人
運営研修会資料

令和4年4月

○この動画の目的等

- ・この動画は、社会福祉法人の運営を支援するため、三重県内の社会福祉法人の所轄庁である三重県及び各市で内容を協議し、作成したものです。
- ・動画の内容は、令和4年3月末時点で厚生労働省等から示されている内容を基に作成したものであり、今後見直される可能性がありますので、ご了承ください。
- ・動画の内容について、ご不明な点等がございましたら、法人の所轄庁までご連絡ください。

○本日の内容

1 令和4年度社会福祉法人運営に関する留意事項について

- (1) 厚生労働省から示されている情報について
- (2) 社会福祉連携推進法人制度について
- (3) 財務諸表等電子開示システムの運用について

2 令和4年度社会福祉法人等指導監査について

- (1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針
- (2) その他

3 その他

- (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
- (2) 国・県のホームページについて

1 (1) 厚生労働省から示されている情報について

1 - (1) 厚生労働省から示されている情報について

・厚生労働省から示された令和4年度に向けた社会福祉法人運営に関する留意事項は以下のとおりです。

ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営について

ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

エ 職員の処遇改善について

(厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.html に詳細資料が掲載されています)

1 - (1) - ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

(ア) 制度創設の主旨

- ・ 法人間の連携を推進
- ・ 地域における良質な福祉サービスを提供
- ・ 社会福祉法人の経営基盤の強化

(イ) 制度の概要

- ・ 令和4年4月から施行
- ・ 2以上の法人が社員として参画
- ・ 同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携することでスケールメリットを活かした法人運営を行う。

この後 1 - (2) 「社会福祉連携推進法人制度について」で要点をお伝えします。

1-(1)-イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営について

・令和4年度は、原則として通常の運営を行うことを基本としつつ、適宜、感染状況に応じた取扱いが示される予定です。

最新の通知は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課令和4年2月10日付事務連絡）

理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い

理事会・評議員会のオンライン開催等

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

1-(1)-ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

- ・ 社会福祉法第24条第2項の規定により、全ての法人は地域における公益的な取組を提供するよう努めなければならないとされています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会福祉法人の地域における公益的な取組に対する期待が一層高まっておりますので、孤独・孤立対策などを含めた生活困窮者等に対する積極的な支援をお願いします。
- ・ 実施した取組内容については、必ず、現況報告書「-2地域における公益的な取組」に記載してください。

1-(1)-ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

(参考) 施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例(社会福祉法人全国社会福祉協議会「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書より)

施設種別	取り組み例
種別共通	実習生の受け入れ、行事やバザーの開催、複数法人間連携事業への参画、認定就労訓練事業の実施、災害時に備えた地域のコミュニティづくり など
保育所など	地域の子育て家庭の相談支援、児童虐待防止ネットワーク、子育てサロン など
障害福祉関係施設など	障がいの理解促進の取組、買い物支援サービス など
高齢者福祉施設など	配食サービス、認知症カフェ、利用者負担軽減制度 など
⋮	⋮

厚労省が「社会福祉法人の生活困窮者等に対する地域における公益的な取組」好事例集をHPに掲載していますので、あわせて参考にしてください。

1-(1)-工 職員の処遇改善について

- ・国は、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げが持続的に行われる環境を整備していくこととしています。
- ・法人におかれても、これらの趣旨をふまえ、職員の処遇改善に一層のご尽力をお願いします。

処遇改善加算等の適切な運用等

1 (2) 社会福祉連携推進 法人制度について

1 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について

ア 制度創設の主旨

法人間の連携を推進

...自主的連携や合併に代わる中間的な選択肢

地域における良質な福祉サービスを提供

...多様で複合的な福祉ニーズに包括的に対応できる体制

社会福祉法人の経営基盤の強化

...スケールメリットを活かした持続可能な経営基盤強化

イ 制度の概要

制度施行日...令和4年4月1日

連携推進法人の構成... 2以上の法人が社員として参画

同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら

連携することでスケールメリットを活かした法人運営

(= 社会福祉連携推進業務) を行う。

1 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について

ウ 連携推進法人の構成員（＝社員）

- ・ 同じ目的意識を持つ2以上の法人が社員として参画。
- ・ 社員となれるのは、社会福祉法人及び社会福祉を目的とする福祉サービス事業等を経営する法人。過半数は社会福祉法人であることが必要。
- ・ 連携推進法人は、社員の会費等によって運営される。

【構成の例】

- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| ・ 社福 A | ・ 社福 A | × |
| ・ 社福 B | ・ 社福 B | ・ 社福 A |
| | ・ NPO法人 C | ・ NPO法人 C |

1 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について

エ 連携推進法人の認定

- ・ 一般社団法人のうち、法の基準に適合するものについて、認定所轄庁が社会福祉連携推進法人として認定する。

一般社団法人の設立手続

- ・ 設立準備
- ・ 公証人による原始定款認証
- ・ 設立時役員の調査
- ・ 登記
- ・ 設立時社員総会



社会福祉連携推進法人の認定手続

- ・ 社会福祉連携推進認定の申請（申請書、定款、社会福祉連携推進方針、その他）
- ・ 社会福祉連携推進認定
- ・ 名称変更登記

1 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について

才 連携推進法人の業務（ = 社会福祉連携推進業務 ）

- ・ 社会福祉連携推進法人は、次に掲げる業務の全部
又はいずれかを行う。

地域福祉支援業務

災害時支援業務

経営支援業務

貸付業務

人材確保等業務

物資等供給業務

1 - (2) - 才 連携推進法人の業務について

(ア) 地域福祉支援業務

- ・ 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

「地域における公益的な取組」を含めた地域福祉に関する取り組みの促進

【業務例】

地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査

ニーズ調査の結果をふまえた取組の企画立案等

↳ 取組の提供自体は原則として各社員が行う。

社員が地域の他の機関と協働を図るための調整

社員の経営する施設等の利用者に対する法人後見

等

1 - (2) - オ 連携推進法人の業務について

(1) 災害時支援業務

- ・ 災害（感染症の発生等含む）が発生した場合における社員が提供する福祉サービス（福祉避難所としての受入れ含む）の利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
災害時の業務継続性の確保や相互支援体制の整備

【業務例】

災害支援ニーズの事前把握

業務継続計画（BCP）の策定や避難訓練の実施

被災施設等に対する被害状況調査・物資の備蓄・提供

被災施設等の利用者の他施設への移送の調整

被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整

地方公共団体との連絡・調整 等

1-(2)-オ 連携推進法人の業務について

(ウ) 経営支援業務

- ・ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
経営の適正化又は効率化

【業務例】

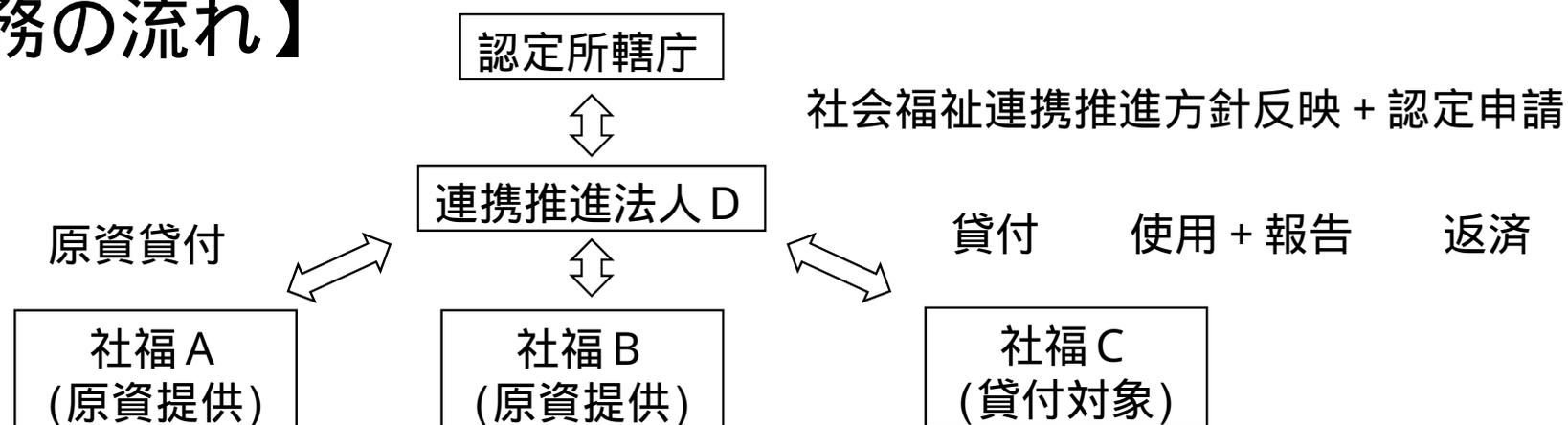
社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティング
社員の財務状況の分析・助言
社会福祉法人会計に関する研修の実施等
社員の施設等における外国人材の受入れ支援
(介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る)
社員の特定事務に関する事務処理の代行 等

1 - (2) - 才 連携推進法人の業務について

(I) 貸付業務

- ・ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
事業の継続に最低限必要と認められる経費の貸付け

【貸付業務の流れ】



当事者間(A ~ D)における貸付の合意 + 各法人の内部 (理事会等) における意思決定

1 - (2) - オ 連携推進法人の業務について

(オ) 人材確保等業務

- ・ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
従事者の確保、その職場への定着、資質の向上

【業務例】

社員合同での採用募集

出向等社員間の人事交流の調整

賃金テーブル等の社員間の共通化に向けた調整

社員の施設等における外国人材の受入れ支援

(介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く)

社員合同での研修の実施

社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整 等

1 - (2) - 才 連携推進法人の業務について

(カ) 物資等供給業務

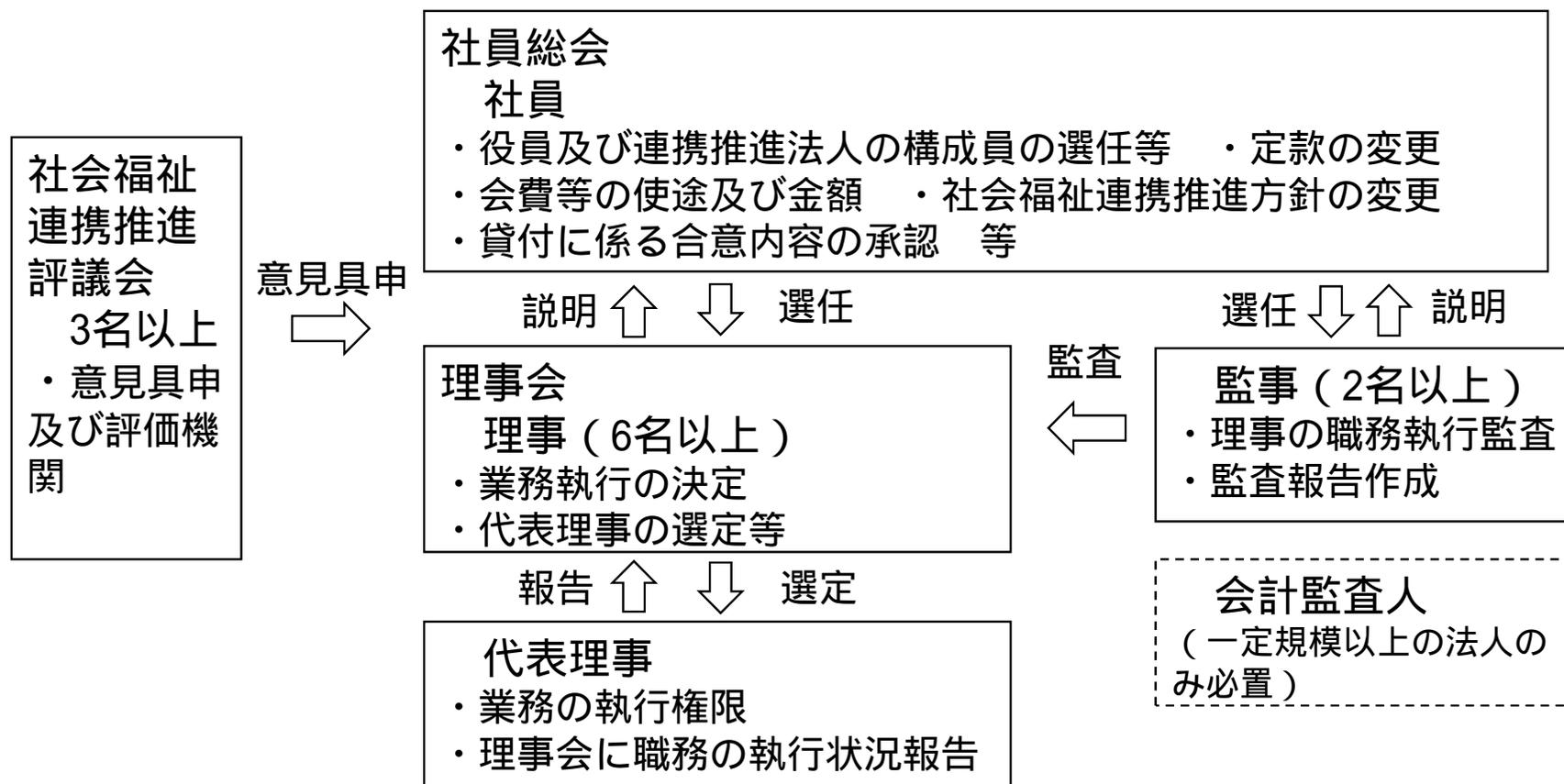
- ・ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給
社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減

【業務例】

紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
社員の施設等で提供される給食の供給

1 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について

力 連携推進法人に置くべき組織機関



1 - (2) 社会福祉連携推進法人制度について

キ その他

- ・ 社会福祉連携推進法人制度について、さらに詳しく知りたい場合は、各所轄庁にご相談ください。
- ・ 厚生労働省のホームページにも、社会福祉連携推進法人制度に関する資料及び解説動画が掲載されていますので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

1 (3) 財務諸表等電子開示 システムの運用について

1 - (3) 財務諸表等電子開示システムの運用について

ア 令和4年度のスケジュール

・例年同様、以下のとおり、財務諸表等電子開示システムにより、現況報告書及び財務諸表等を提出してください。

日程	内 容
4月1日	財務諸表等電子開示システム入力シートダウンロード開始
4月～6月	入力シート、届出内容の入力・保存・届出 監事監査及び決算理事会前に仮入力して、エラーがでないか事前チェックすることをお勧めします。 令和元年度以降、社会福祉法第59条に基づく所轄庁への届出書類（計算書類、注記、附属明細書、事業報告書、監査報告書*1、財産目録、役員等名簿、役員等報酬等基準基準、現況報告書等）は全て財務諸表等電子開示システム上での提出*2となりました。 *1 財務会計に関する支援業務実施報告書を含む。 *2 郵送による書類提出は不要。
6月末	各所轄庁への提出期限

1 - (3) 財務諸表等電子開示システムの運用について

イ 現況報告書記載要領について

・例年、財務諸表等電子開示システムで入力していただく現況報告書を確認する中で、不適切な法人運営や記入誤り等が散見されるため、記入のポイント等について解説します。

・現況報告書記載要領

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13320.html)

とあわせてご確認ください。

・今年度提出いただく現況報告書は、「令和4年4月1日時点」の内容であることを注意してください。

1 - (3) -イ 現況報告書記載要領について

法人基本情報に関するポイント

- ・ 定款上の主たる事務所、従たる事務所
(変更はないか)
- ・ 法人のホームページアドレス、メールアドレス
(変更はないか)

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

評議員の状況に関するポイント

- ・ 評議員の現員（ 欠員はないか）
- ・ 評議員の任期（ 就任年月日～令和〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月、例：
R3.6. ～ R7.6）
- ・ 前会計年度に支出した報酬等の総額（ 報酬支給基準とあっているか）
- ・ 前会計年度における評議員会に出席した回数（ 出席回数が少ない場合は監査上の指摘事項になる可能性有）

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

理事の状況に関するポイント

- ・理事の現員（ 欠員はないか）
- ・理事の任期（ 就任年月日～令和〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）
- ・前会計年度に支出した報酬等の総額（ 報酬支給基準とあっているか。職員給与を受けている理事が1人の場合は「特例『有』」として給与額を除いた額を記入可（2人以上の場合は給与額を含めた総額を記入））
- ・前会計年度における理事会に出席した回数（ 出席回数が少ない場合は監査上の指摘事項になる可能性有）

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

監事の状況に関するポイント

- ・ 監事の現員（ 欠員はないか ）
- ・ 監事の任期（ 就任年月日～令和〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月 ）
- ・ 前会計年度における理事会に出席した回数（ 出席回数が少ない場合は監査上の指摘事項になる可能性有 ）

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

会計監査人の状況に関するポイント

- ・ 会計監査人の氏名、報酬額、定時評議員会への出席（ 会計監査人の設置義務法人 = サービス活動収益計が30億超等の法人。 ）

職員の状況に関するポイント

- ・ 本部職員及び施設職員の人数（ 実数及び常勤換算数が正しく記入されているか。 ）

1 - (3) -イ 現況報告書記載要領について

評議員会の状況、 理事会の状況に関するポイント

- ・ 評議員会・理事会の開催年月日、出席者数（理事会の決議を経て評議員会が開催されているか。所定の回数開催されているか。開催及び決議に必要な人数が出席しているか。）
- ・ 個人情報（氏名等）を含む決議事項があった場合、そのまま掲載しないよう注意ください。
- ・ 開催を省略した回数（決議省略の提案を行った回数を再掲してください）

1 - (3) - 1 現況報告書記載要領について

評議員会の状況、 理事会の状況に関するポイント

(参考) 理事会決議を省略する場合の手続きについて

議題の提案 (定款の定めがある場合のみ可)

- ・ 理事の1名が他の理事及び監事に対し、決議の省略を行う議題に関する提案書を文書等で送付
理事の同意・監事の確認
- ・ 提案を受けた理事等は、議題を確認のうえ、同意書 (理事) 又は確認書 (監事) を文書等で提出

決議があったものとみなされる日

- ・ 全員分の同意書等を受領した時点で決議があったものとみなされる
- 議事録の作成

- ・ 所定の事項 (理事会の決議があったものとみなされた事項の内容、決議事項提案理事の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録を作成した理事氏名) を記載した議事録を作成

評議員会についても概ね似たような流れになります。提案書や議事録の参考様式を、三重県福祉監査課のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

監事監査の状況に関するポイント

- ・ 監事監査を実施した監事の氏名、改善事項、対応

(前会計年度に実施した監事監査の内容を記入すること(別途、財務諸表等電子開示システムで届け出ていただく現年度の監事監査報告とは年度がずれることに注意してください))

1 - (3) -イ 現況報告書記載要領について

会計監査の状況に関するポイント

- ・ 会計監査報告における意見（ 14ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況で「ア公認会計士等による社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合も記入してください）

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

事業等の概要に関するポイント

- ・事業の実施状況（事業区分、拠点区分ごとに正確な情報を入力してください）

-2地域における公益的な取組に関するポイント

- ・取組の内容等（法改正により、全ての法人に提供の努力義務が課せられています。実施している場合は必ず記入してください）

1 - (3) - I 現況報告書記載要領について

社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況に関するポイント

- ・社会福祉充実残額の総額、社会福祉充実計画における計画額

(充実残額が生じる場合は、規模や用途を明らかにした「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに所轄庁あて承認を申請してください。)

1 - (3) -イ 現況報告書記載要領について

透明性の確保に向けた取組状況に関する
ポイント

- ・積極的な情報公表への取組、前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況、第三者評価の受審施設について（積極的に第三者評価を受審していただくようお願いします）

1 - (3) -イ 現況報告書記載要領について

ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況に関するポイント

- ・会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

（単に税理士等から毎月の会計業務の支援を受けているだけでなく、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付社援基発0427第1号等、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づく支援を受け、所定の報告書の提出を受けている場合に該当（報告書については、監事監査報告書等と一緒に所轄庁あて提出してください））

1 - (3) -イ 現況報告書記載要領について

退職手当制度の加入状況等に関するポイント

- ・ 法人が加入している退職手当制度等を記入（複数回答可）

2 令和4年度社会福祉法人 等指導監査について

2 令和4年度社会福祉法人等指導監査 について

(1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針

- ・ここでは、三重県福祉監査課が実施する社会福祉法人等指導監査についてご説明します。
- ・市所轄法人の「法人監査」については、各市からの指導等に従って、ご対応ください。

2 令和4年度社会福祉法人等指導監査について

(1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針

ア 指導監査実施方針（重点項目）について

- ・ 法人運営関係
- ・ 施設整備関係
- ・ 施設等運営関係
 - ...預貯金や預り金の管理体制（残高が実在しているか）
 - ...職員の処遇改善を図っているか。
- ・ 施設利用者等の処遇
- ・ 安全対策
 - ...感染症や非常災害の発生時の備え（業務継続計画（BCP）を策定しているか）

2 - (1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針

イ 指導監査実施要綱について

○社会福祉法人等に対する指導監査等の種類

	周期	備考
社会福祉法人指導監査	原則として3年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・法人監査は国のガイドラインに沿って実施。
社会福祉施設指導監査	老人福祉施設...原則として3年に1回 障害者支援施設等...原則として2年に1回 児童福祉施設...原則として毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・施設監査は条例で定める設置基準（最低基準）について確認。 ・原則として、指導監査の1か月前に通知
参考 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく実地指導	原則として6年に1回 （+ 例年、集団指導を開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準に定めるサービスの取扱い、報酬の請求等について確認。 ・原則として、指導監査の2週間前に通知

2 - (1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針

イ 指導監査実施要綱について

○主な変更点

- ・令和3年11月15日付厚生労働省老健局長通知「老人福祉施設に係る指導監査について」に基づき、老人福祉施設に対する一般指導監査を原則として2年に1回から3年に1回に変更した。

2 - (1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針

ウ 三重県社会福祉施設指導監査における新たな取り組みについて

- ・ ICT（オンライン）の活用
- ... 実地監査とZoomによる聴き取りの併用による効率的な指導監査を実施

2-(2)その他

ア 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく運営(集団)指導及び実地指導について

- ・運営(集団)指導

...令和4年5月以降に動画を三重県ホームページに掲載する予定です。

- ・実地指導

...該当事業者には、実施日の概ね2週間前までにご連絡します。

実施にあたってはメールか郵送で随時お知らせいたしますが、三重県福祉監査課のホームページに、実施方針や要綱等を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

○掲載内容

- ・ 社会福祉法人とは、社会福祉法人の機関、社会福祉法人の資産、社会福祉法人認可申請手続き、認可申請後に必要な手続き、定款変更認可申請手続き、基本財産処分手続き、合併手続き、社会福祉法人現況報告等
定款変更や基本財産処分については、必ず予め所轄庁に協議したうえで、所定の手続きを行ってください。
(事後的な申請は厳禁)

3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

○令和4年度ハンドブック改訂内容

- ・ 社会福祉連携推進法人が新たな法人制度として創設されたことに伴い、制度の概要及び主な手続き等を掲載しました。
- ・ 定款変更時の附則の表記にかかる記入例を追記しました。
- ・ その他、誤記の修正等を行いました。

3 その他

(2) 国・県のホームページについて

・社会福祉法人の運営にまつわる情報が掲載されていますので、ご活用ください。

ア 厚生労働省「社会福祉法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html

制度の解説等に加えて、「社会福祉法人の財務会計に関するE-learning」といった研修動画も掲載されています。

3 その他

(2) 国・県のホームページについて

・社会福祉法人の運営にまつわる情報が掲載されていますので、ご活用ください。

イ 三重県庁「福祉監査課」ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/index.htm>

本研修動画でお伝えした「理事会等の決議省略時に使用する各種様式」や「指導監査実施方針」、「認可申請ハンドブック」等も掲載しています。

また、三重県内の社会福祉法人、介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所の様々な取組をまとめた「社会福祉法人等の取組事例集」を作成し、ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。